

公 示

令和5年10月30日(月)

支担当第163号

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長 浅 沼 猛

下記のとおり公募する。

1 公募する事項

- (1) 件 名 : スタンド・オフ統合指揮ソフトウェア(仮称)に関する調査研究
- (2) 要求番号 : 23K3E5002

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4年度から令和6年度全省庁統一資格「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。

3 公募条件

艦発型及び空発型を含む複数弾種の国産スタンド・オフ・ミサイルの飛しょうプロファイル、また、同ミサイルの開発及び発射プラットフォーム(地上発射装置、航空機、艦艇等)の改修・整備に関する技術(図面及び計算諸元等)を有すること。

4 契約条項

- (1) 役務請負契約条項(基本契約条項)
 - (2) 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項(※1)
 - (3) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項(※2)
 - (4) 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項
 - (5) 談合等の不正行為に関する特約条項
 - (6) 暴力団排除に関する特約条項
- ※1及び※2については、別紙1及び別紙2を確認されたい。

5 応募に関する手続等

- (1) 申込先
〒162-8805 東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
電話番号: 山下 03-3268-3111(内線30197)
メールアドレス: jlyamashita02@ext.js.mod.go.jp
- (2) 申込受付期間
令和5年10月30日(月)～令和5年11月10日(金)1200まで
- (3) 提出書類
ア 契約希望申請書
イ 資格審査申請表
ウ 仕様書第2.5.1項a)～e)に定める実施体制並びに第4.6項a)～c)に定める情報保全に係る履行体制に関する資料
エ 仕様書2.5.2項a)～d)に関する資料
オ その他資格審査申請表に示す提出書類
カ 参考見積書 (提出先) 谷地館: jlyachidate@ext.js.mod.go.jp
- (4) 提出要領
PDF様式により電子メールで送付する。

6 提出書類作成上の留意事項

- (1) 第2項「応募資格」のない者が提出した場合、証明書は無効である。
- (2) 提出書類に虚偽記載があった場合は、応募資格を失うものとする。
- (3) 応募に要する費用は応募者の負担とし、提出された資料は原則として返却しない。

7 結果の通知

書類を提出した者に対し、審査結果を通知する。

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」について

標記の特約条項が改正され、従前の「情報セキュリティ基準」から、より厳格な管理策を盛り込んだ情報セキュリティ基準に整備されました。保護すべき情報を取り扱うに当たって、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ規則」、「情報セキュリティ実施手順」等、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項及び特約条項の情報セキュリティ基準等を必ずご確認の上、ご参加ください。

(会社文書管理番号等)
令和 年 月 日

契約希望申請書

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長 浅 沼 猛 殿

所在地
会社名
代表者名

公示中の支担当第 号（令和 年 月 日）の募集に関し、審査資料を添えて応募します。

なお、同公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約します。

添付書類：資格審査申請表

資格審査申請表

〇〇〇〇〇〇〇株式会社

No.	資格要件	資格保有状況		必要な提出資料
1	予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。	該当しない	該当する	—
2	応募及び契約締結時に有効な競争参加資格（全省庁統一資格）を有する。又は、有する見込みである。	資格を有する（見込みあり）	資格を有さない	資格審査結果通知書の写し
3	希望する品目の製造又は修理等役務に必要な法令、規定に基づく許認可等を有する。	許認可等を有する。	許認可等を有さない。	許認可等の写し
4	同一又は類似品の製造又は修理実績がある。若しくは、修理等役務に必要な能力を有する。	・製造図面等保有の有無 有・無 （有：使用可能を含む。） ・製造の実績 有・無		製造図面等の保有状況に係る証明及び製造できることを証明できる資料（契約書写し等）
5	不具合発生時、迅速かつ継続的に対応できる。	対応できる。	対応できない。	—
6	統合幕僚監部が定めた「入札及び契約心得」を熟知の上、一般契約条項を適用して契約を締結することができる。	可能である。	不能である。	—
7	防衛省から指名停止の措置を受けている期間中ではない。	指名停止期間中ではない。	指名停止期間中である。	—
8	現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係の有る者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者ではないこと。	指名停止を受けている者と同種の役務契約を行おうとする者でない。	指名停止を受けている者と同種の役務契約を行おうとする者である。	—
9	警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者ではない。	排除対象者でない。	排除対象者である。	—
10	秘密（特別防衛秘密又は特定秘密を含む。）を取り扱う場合には、秘密に関する文書等を保管できる設備を有し、かつ、秘密保全に関する自社規則の定めがあるとともに、秘密を取り扱う関係者については、保全上支障のないことを確認した者を充てることができる。	保管設備あり（見込みあり）	保管設備なし	保全施設の確認に関する通知書
		自社規則あり（見込みあり）	自社規則なし	保全規則の確認に関する通知書又は自社規則
11	契約の履行に当たって必要となる特許権、実用新案権、著作権等の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な処置を講じられる。	必要な措置を講じられる。	必要な措置を講じられない。	—
12	次のいずれかに該当するとともに、役務に必要な部品等の入手が可能であること。 (1) 本装備品等の製造会社であること。 (2) 本装備品等の製造会社から、履行に必要な製造図面等の保持及び使用权を付与されていること。	役務に必要な部品等の入手が可能である。	役務に必要な部品等の入手が不可能である。	—

※1 資格保有状況は、該当する方に「○」を記入する。

※2 対象件名が該当しない場合は、斜線で抹消する。

調達要求番号： 23K3E5002

統 合 幕 僚 監 部 仕 様 書		
品 名 又 は 件 名	仕様書番号	J S O - 2 3 - 5 0 0 3
スタンド・オフ統合指揮ソフトウェア (仮称)に関する調査研究	作成年月日	令和5年10月25日
	改正年月日	
	作成部課等	統合幕僚監部 防衛計画部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛力整備計画に示される、スタンド・オフ防衛能力の運用について、統合運用を前提とした一元的な指揮の下で実施することを目的とし、陸上、海上、航空自衛隊（以下「三自衛隊」という。）が保有するスタンド・オフ・ミサイル等を掌握の上、同ミサイルの飛しょうプロファイルを踏まえ、これらミサイルを最も効果的に運用するための目標割当を含めた、作戦計画の立案等の指揮活動を支援するために必要なソフトウェアに関する調査研究について規定するものである。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、J I S X 0 0 0 1 ~ J I S X 0 0 3 2によるほか、表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

用 語	用語の定義
スタンド・オフ防衛能力	我が国に侵攻してくる脅威に対して、脅威圏外から対処することが可能な能力（相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする能力として活用される場合を含む。）
スタンド・オフ・ミサイル	12式地对艦誘導弾能力向上型（地発型、艦発型、空発型）、極超音速誘導弾及び島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上型）等の長射程ミサイルをいう。
飛しょうプロファイル	飛しょう体の機能・性能や脅威の防空システムによる迎撃可能性等を考慮した、飛しょう体が目標に到達するまでの適切な飛しょう軌道特性
目標割当	三自衛隊に対し、対処すべき目標を割り当てることをいう。
スタンド・オフ統合指揮ソフトウェア（仮称）	三自衛隊が保有するスタンド・オフ・ミサイルについて最も効果的かつ効果的な運用を可能とするための目標割当を含めた作戦計画の立案等に係る統合の指揮活動を支援するソフトウェア
常設統合司令官（仮称）	新たに新設予定の常設統合司令部（仮称）の長

1.3 引用文書

この仕様書で引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札時又は見積時における最新版とする。ただし、契約後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議する。

a) 法令等

- 1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 2) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- 3) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。19.9.20）
- 4) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。31.1.9）
- 5) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。以下「情報セキュリティ通達」という。）
- 6) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）

b) 規格

- 1) ISO 92000-1 Document management-Portable document-format Part1:PDF1.7
- 2) JIS X 0001~JIS X 0032 情報処理用語

c) 関連文書

- 12式地对艦誘導弾能力向上型（その1）（1）システム設計報告書
- 12式地对艦誘導弾能力向上型（その1）（1）基本設計報告書
- 12式地对艦誘導弾能力向上型（その2）（1）基本設計報告書
- 潜水艦発射型誘導弾（その1）システム設計報告書
- 潜水艦発射型誘導弾（その1）基本設計報告書
- 目標観測弾システム設計報告書
- 目標観測弾基本設計報告書
- 島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術（その1）の研究試作システム設計報告書
- 島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術（その1）の研究試作基本設計報告書
- 島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術（その2）の研究試作基本設計報告書
- 中央指揮システムシステム運用環境設計書
- 中央指揮システムシステム設計書

中央指揮システム統合 I C D

中央指揮システム運用管理プログラムプログラム基本設計書

クラウド基盤基準書（中央クラウド用）

中央クラウド（仮称）全体設計書

中央クラウド（仮称）標準化指針

陸自クローズ系クラウド基盤システム設計書

陸自クローズ系クラウド基盤全体設計書

陸自クローズ系クラウド標準 A P I 定義書

海上自衛隊指揮統制・共通基盤システム用ソフトウェアシステム設計指針書

海上自衛隊指揮統制・共通基盤システム用ソフトウェアインターフェース設計基準書

海上自衛隊指揮統制・共通基盤システム（第Ⅲ期）用ソフトウェアシステム設計指針書

海上自衛隊指揮統制・共通基盤システム（第Ⅲ期）用ソフトウェアインターフェース設計基準書

航空自衛隊クラウド基盤ベースライン

航空自衛隊クラウドシステムシステム設計書

航空自衛隊クラウドシステム全体サービス設計書

航空自衛隊クラウド（セキュリティサービス）運用プログラム基本設計書

情報本部共通基盤 I C D（C S 編）

スタンド・オフ防衛における作戦計画作成支援機能に関する検討役務成果報告書

2 要求事項

2.1 概要

本調査研究は、防衛力整備計画に示される、スタンド・オフ防衛能力の運用について、統合運用を前提とした一元的な指揮の下で実施することを目的とし、常設統合司令官（仮称）が、三自衛隊が保有するスタンド・オフ・ミサイルの状況を掌握の上、同ミサイルを最も効果的に運用するため、正確性、柔軟性及び実行可能性を備えた統合の火力発揮に係る計画の立案を支援するソフトウェアについて分析・検討するものである。

同計画の立案に際しては、その時々状況に応じ、時間的・空間的に整合された複雑かつ精緻なミサイルの経路設定が求められるため、ミサイルの発射プラットフォームの特性とともに、ミサイルの飛しょうプロファイルを含めた発射から着弾までの一連のシーケンスを踏まえることが必要となる。このため、本調査研究は、国産スタンド・オフ・ミサイルの開発及び国産スタンド・オフ・ミサイルの発射プラットフォーム（地上発射装置、航空機、艦艇等）の改修・整備に関する技術を有する者が、2.2 の官有技術資料を基に、調査研究を行うものとする。

なお、本調査研究においては、2026年度末及び2027年度末までにそれぞれ実現する事項とそれ以降に実現することを努めて峻別の上、整理することとする。

2.2 官有技術資料

12式地对艦誘導弾能力向上型（その1）（1）システム設計報告書

12式地对艦誘導弾能力向上型（その1）（1）基本設計報告書

12式地对艦誘導弾能力向上型（その2）（1）基本設計報告書

潜水艦発射型誘導弾（その1）システム設計報告書

潜水艦発射型誘導弾（その1）基本設計報告書

目標観測弾 システム設計報告書

目標観測弾 基本設計報告書

島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術（その1）の研究試作 システム設計報告書

島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術（その1）の研究試作 基本設計報告書

島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術（その2）の研究試作 基本設計報告書

中央指揮システムシステム運用環境設計書

中央指揮システムシステム設計書

中央指揮システム統合ICD

中央指揮システム運用管理プログラムプログラム基本設計書

クラウド基盤基準書（中央クラウド用）

中央クラウド（仮称）全体設計書

中央クラウド（仮称）標準化指針

陸自クローズ系クラウド基盤システム設計書

陸自クローズ系クラウド基盤全体設計書

陸自クローズ系クラウド標準API定義書

海上自衛隊指揮統制・共通基盤システム基盤用ソフトウェアシステム設計基準書

海上自衛隊指揮統制・共通基盤システム用ソフトウェアインターフェース設計基準書

海上自衛隊指揮統制・共通基盤システム（第Ⅲ期）用ソフトウェアシステム設計指針書

海上自衛隊指揮統制・共通基盤システム（第Ⅲ期）用ソフトウェアインターフェース設計基準書

航空自衛隊クラウド基盤ベースライン

航空自衛隊クラウドシステムシステム設計書

航空自衛隊クラウドシステム全体サービス設計書

航空自衛隊クラウド（セキュリティサービス）運用プログラム基本設計書

2.3 調査研究実施計画書の作成

契約相手方は、契約締結後速やかに、以下の事項を記載した調査研究実施計画書を作成し、提出するものとする。また、提出先及び提出時期については、4.1による。

- a) 実施項目
- b) 実施体制
- c) 研究スケジュール
- d) 研究要領
- e) 中間報告及び調査研究報告の構成等
- f) その他、調査研究に必要な事項

2.4 調査研究の内容

契約相手方は、調査研究において次の事項に関し、官側と緊密に連携し、調査、分析・検討の上、整理する。

a) 運用環境等

運用環境等に関し、官側の意見を収集しつつ、以下を調査、分析・検討の上、整理する。

- 1) スタンド・オフ防衛能力の運用の前提となる脅威侵攻に係る様相に関する事項
- 2) スタンド・オフ防衛能力の運用の前提となる、我が国のスタンド・オフ・ミサイル及びスタンド・オフ・ミサイルの運用に資するセンサー、ネットワーク及びその他のスタンド・オフ防衛能力に係る我が国の装備品の開発・保有に係る状況及びそれらの特性に関する事項
- 3) その他必要な事項

b) 業務要件等

業務要件等に関し、官側の意見を収集しつつ、以下を調査の上、アーキテクチャフレームワークを活用し、分析・検討の上、整理する。

- 1) スタンド・オフ防衛能力の運用に係る統合での計画立案にあたっての一連のシーケンスに関する事項
- 2) 上記 1) における目標割当に関する事項
- 3) 上記 1) 及び 2) における指揮に係る活動に関し、常設統合司令官（仮称）による意思決定の迅速化及び幕僚による活動の効率化に関する事項
- 4) その他必要な事項

c) システム化に関する事項

上記 **a)** 及び**b)** を踏まえ、官側の意見を収集しつつ、スタンド・オフ統合指揮ソフトウェア（仮称）に関し、以下を分析・検討の上、整理する。その際、防衛省クラウド（仮称）上への整備を優先して検討すること。

- 1) 具備すべき機能及び性能に関する事項
- 2) 上記 1) に係る画面表示に関する事項
- 3) システム間のデータ連携に関する事項（必要となるデータ、データソース及びデータの取得方法等の明確化を含む。）
- 4) その他特性（セキュリティ、耐障害性・継続性、ストレージ容量、バックアップ方針等）に関する事項
- 5) その他必要な事項

d) 実現方式に関する事項

実現方式に関し、官側の意見を収集しつつ、技術的な実現可能性を踏まえ、以下を分析・検討の上、整理する。

- 1) 上記 **a)** 及び**b)** 並びに三自衛隊が保有するスタンド・オフ・ミサイルの飛しょうプロファイルを踏まえ、これらミサイルを最も効率的かつ効果的に運用するためのアルゴリズムに関する事項
- 2) ソフトウェア構成（論理、物理）に関する事項
- 3) COTS活用に係る方針に関する事項
- 4) その他必要な事項

e) 関連事業への要求事項に関する事項

関連事業への要求事項に関し、既存の事業との関係性のほか、官側の意見を収集しつつ、以下を分析・検討の上、整理する。

- 1) 他システムとのインターフェースに関する事項
- 2) その他必要な事項

f) 拡張性に関する事項

将来的な拡張性について、官側の意見を収集しつつ、以下を分析・検討の上、整理する。

- 1) 新たなスタンド・オフ・ミサイル関連アセットに対する適合化に関する事項
- 2) 機能付加に関する事項
- 3) 他システムとの接続性に関する事項
- 4) その他必要な事項

g) 構想に関する事項

スタンド・オフ統合指揮ソフトウェア（仮称）に関し、上記 **a)** ～**f)** を踏まえた構想を検討し、

令和6年8月中を基準とし、同検討に係る一連の著作物（以下「構想検討資料」という。）について提出する。

h) 整備計画等に関する事項

整備計画等に関し、上記 **a)** ～**f)** を踏まえ、以下を調査・検討の上、整理する。

- 1) 概ね15年後までを目途とし、経費面及び整備期間の観点からの費用対効果を踏まえ、運用、維持及びこれらに係る経費（クラウド環境の利用に係る経費を含む。）を含めた、スタンド・オフ統合指揮ソフトウェア（仮称）の段階的な機能・性能の整備計画案に関する事項
- 2) 将来の技術動向等の変化に応じ、最新技術等を柔軟に反映し得るプログラム及びプロジェクトマネジメント手法に関する事項
- 3) その他必要な事項

2.5 本調査研究の実施体制

2.5.1 実施体制の確保

契約相手方は、本契約の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 上記 **a)** の業務従事者の一部が、艦発型及び空発型を含む複数弾種の国産スタンド・オフ・ミサイルの飛しょうプロファイル、また、同ミサイルの開発及び発射プラットフォーム（地上発射装置、航空機、艦艇等）の改修・整備に関する技術（図面及び計算諸元等）を有すること。
- c) 上記 **a)** の業務従事者の一部が、ミッション・エンジニアリング及びアーキテクチャフレームワーク（DoD Architecture Framework Version 2.02若しくはTOGAF®9を想定）に係る専門的知見、又は官側とミッション・エンジニアリングの適用に関する意見交換機会を含む契約の実績等、相当の実務実績を有すること。
- d) 上記 **a)** の業務従事者が、上記 **b)** 及び**c)** に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- e) 上記 **a)** の業務従事者が、他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2.5.2 組織に関する要求

- a) 日本国内に本社を有する。
- b) 取り扱う情報資産を適切に保護するために情報セキュリティに関する社内体制を構築し、明文化し

ている。

- c) 品質確保のため、ISO9100若しくはJIS Q 9100の認証を自社で取得している。
- d) 企業において取り扱う個人情報を適切に保護するための基本方針等を、ホームページ等で公表している。

2.5.3 業務従事者名簿

契約相手方は、業務従事者について、業務従事者の所属、専門性（資格等）、実績及び国籍について記載した業務従事者名簿を契約締結後速やかに作成し、実施計画書の役務の実施体制として、調達要求元に提出すること。また、本調査の実施期間中に業務従事者を変更する場合は、事前に調達要求元と調整の上、業務従事者名簿を作成して提出すること。

2.6 サプライチェーン・リスクにかかる体制

本調査研究の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、本調査研究について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が存在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相当の管理を行うものとする。

2.7 報告等

契約の相手方は、以下のとおり、一連の著作物を作成し、提出又は納入する。

なお、提出先又は納入先並びに時期については、4.1による。

a) 中間報告

契約相手方は、2.4に関する進捗状況、中間成果に係る一連の著作物及び今後の調査研究の計画について作成し、報告する。

b) 調査研究報告

契約相手方は、2.4に関する調査研究の最終成果として一連の著作物について作成し、報告する。

2.8 報告会等の実施

実施要領は、次による。

a) 調査研究実施計画説明会

調査研究実施計画説明会は、以下による。

- 1) 契約相手方は、契約締結後、速やかに調査研究実施計画書を作成し、当該計画の妥当性について説明会を実施し、統合幕僚監部防衛計画部計画課長（以下“計画課長”という。）の確認を受けるものとする。
- 2) 実施場所は、市ヶ谷基地を基準とし、官側が指定する場所とする。
- 3) 契約相手方は、調査研究実施計画説明会終了後、所要の修正を実施し、調査研究実施計画書を提

出するものとする。

b) 中間報告会

中間報告会は、以下による。

- 1) 契約相手方は、調査研究実施計画書に基づき、中間報告会を実施し、調査研究の進捗状況、中間成果及び今後の調査研究の計画について報告するとともに、その結果について、官側の確認及び指示を得るものとする。
- 2) 中間報告会の実施時期は、第1回を令和6年3月中、第2回を令和6年6月中、第3回を令和7年6月中を基準とし、実施場所は、市ヶ谷基地を基準とし、官側が指定する場所とする。
- 3) 契約の相手方は、中間報告会終了後、所要の修正を実施し、中間報告を提出するものとする。

c) 最終報告会

最終報告会は、以下による。

- 1) 契約相手方は、調査研究実施計画書に基づき、調査研究成果をまとめた最終報告会を実施し、その結果について、官側の確認及び指示を得るものとする。
- 2) 最終報告会の実施時期は、計画課長との調整によるものとし、実施場所は、市ヶ谷基地を基準とし、官側が指定する場所とする。
- 3) 契約相手方は、最終報告会終了後、所要の修正を実施し、調査研究報告を納入するものとする。

d) 調整会議

調整会議は、以下による。

- 1) 契約相手方は、中間報告会及び最終報告会を実施する前に、調整会議を実施し、報告内容について官側の確認を得るものとする。
- 2) 実施場所は、市ヶ谷基地を基準とし、官側が指定する場所とする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

支出負担行為担当官（以下、「支担当」という。）の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類及び納入品

提出書類及び納入品は、以下による。

a) 提出書類

契約相手方は、表2に示す提出書類を提出するものとする。

表2－提出資料

番号	名称	数量	媒体	秘等区分	提出時期	提出先
1	調査研究 実施計画書	1	電子媒体 ^{a)}	—b)	調査研究実施計画説明会 終了後、速やかに	統合幕僚監部 防衛計画部 計画課
2	第1回 中間報告	1	電子媒体 ^{a)}		中間報告会終了後、 速やかに	
3	第2回 中間報告	1	電子媒体 ^{a)}		中間報告会終了後、 速やかに	
4	第3回 中間報告	1	電子媒体 ^{a)}		中間報告会終了後、 速やかに	
5	構想検討資料	1	電子媒体 ^{a)}		令和6年8月中（基準）	
注^{a)} 電子媒体は、DVD-Rとし、電子媒体のファイル形式は、Word等編集可能なもの及びPDFを基準とする。 注^{b)} 秘等区分に変更がある場合は、別途協議するものとする。						

b) 納入品

契約の相手方は、表3に示す納入品を納入するものとする。

表3－納入品

名称	数量	媒体	秘等区分	納入場所（納入先部隊）
調査研究報告	1	電子媒体 ^{a)}	—b)	統合幕僚監部防衛計画部計画課 （市ヶ谷基地）
注^{a)} 電子媒体は、DVD-Rとし、電子媒体のファイル形式は、Word等編集可能なもの及びPDFを基準とする。包装については、商習慣によるものとする。 注^{b)} 秘等区分に変更がある場合は、別途協議するものとする。				

4.2 貸付文書

貸付文書は、表4に示す文書のほか、契約の履行に必要な官側の保有する文書等については、官側と調整の上、無償で貸付けを受け又は閲覧することが可能である。

表4－貸付文書

貸付文書名	数量及び単位	貸付場所及び返納場所
官有技術資料	1SE	陸上自衛隊補給統制本部、海上自衛隊補給本部、航空自衛隊補給本部、情報本部

4.3 官側における支援

契約相手方は、本調査研究の実施に当たり、以下の事項について官側の支援を必要とする場合、官側と調整の上、官の規則等を遵守し、官に申請し無償で支援を受けることができる。

- a) 官側の施設、設備、文書等の使用
- b) 部隊等における意見聴取
- c) その他、官側が必要と認める事項

4.4 知的財産の取扱い

知的財産の取扱いは、以下による。

- a) 契約相手方は、契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された著作物（著作権法第10条第1項第9号で規定されるプログラムの著作物を除く。）に関する全ての著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、納入と同時に官に譲渡し、また、契約相手方は著作者人格権を行使せず、契約相手方は第三者に著作者人格権を行使させない。ただし、契約相手方の固有の技術資料（契約相手方が第三者から提供を受けたものを含む。）に係る著作権及び著作者人格権についてはこの限りでない。
- b) 官側は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された契約相手方の固有の技術資料につき、自ら利用するために必要と認められる範囲において、契約相手方と協議の上、契約相手方の固有の技術資料に係る著作物を、防衛省及び防衛省と契約する第三者において複製、翻訳及び翻案することができる。ただし、当該技術資料のうち契約の相手方の指定するものを除く。
- c) 官側は、契約相手方から、上記 a)により官が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- d) 上記 c)にかかわらず、契約相手方は、防衛省の使用に供する目的で、上記 a)項により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。
- e) 契約の相手方は、知る限りにおいて、仕様書で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき特許権、実用新案権又は意匠権（出願中を含む。）を報告する。また、契約の相手方は、官側に提出した技術資料に含まれている契約の相手方の固有の技術資料の記載箇所及び上記 b)ただし書きの指定について、官側に報告する。以上の報告は、知的財産管理報告書を作成し、官側に提出して行うものとする。

4.5 情報保証

防衛省の情報保証に関する訓令及び防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）を適用するものとする。

4.6 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取り扱いにあたっては、**情報セキュリティ通達**における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理する

ものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報等（保護すべき情報については、**情報セキュリティ通達**第5号第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.7 その他の事項

本調査研究に使用した文献及び参考資料は、提出書類等に記載するものとする。また、報告書の作成に当たっては、内容の理解が容易となる図表を可能な限り付すこと。

提出書類の内容は、部外からの請求に応じて開示することがあり得るため、**行政機関の保有する情報の公開に関する法律**第5条により開示が不適當な場合は、当該箇所及びその理由を明示した資料を別に1部提出すること。

4.8 仕様書の疑義

契約相手方は、この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	—
	調 達 要 求 番 号	23K3E5002
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年10月26日
	作 成 部 課	統合幕僚監部防衛計画部
	作 成 年 月	令和5年10月12日
品 名	スタンド・オフ統合指揮ソフトウェア(仮称)に関する調査研究	
仕 様 書 番 号	JSO-23-5003	

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
スタンド・オフ防衛能力の運用に係る統合での計画立案にあたっての一連のシーケンスに関する事項	スタンド・オフ・ミサイルの運用に係る統合での計画立案に関する一連のシーケンスについて、分析・検討した結果	左記に該当する場合、保護すべき情報として取り扱う。	
—	—		

3 特記事項

特になし。